

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の3第2項の規定により、当広域連合企業団袖ヶ浦最終処分場の維持管理に関する計画及び当該最終処分場の維持管理の状況に関する情報を廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の2第8号で定める事項について公表します。

令和3年5月19日 公表

廃棄物の種類及び数量

年月	種類	月間埋立量(m ³)	備考
R.3/4	浄水スラッジ	0.0	
R.3/5			
R.3/6			
R.3/7			
R.3/8			
R.3/9			
R.3/10			
R.3/11			
R.3/12			
R.4/1			
R.4/2			
R.4/3			
計		0.0	

注) 浄水スラッジとは

河川の水を浄水処理して水道水を作る際に、土砂や濁りなどを取り除きますが、この処理過程で発生した泥状のものを濃縮・脱水したものを浄水スラッジといいます。

袖ヶ浦最終処分場点検簿

点検日 令和3年4月7日(水) 天気(晴)

1 外周部

	確認項目	点検内容	異常	異常内容
1	フェンス	転倒、破損等	有・無	
2	管理道路(側溝・法面を含む)	凹凸、破損、ゴミ等	有・無	
3	放水路	破損、沈下、ゴミ等	有・無	

2 内部

	確認項目	点検内容	異常	異常内容
1	堰堤	崩壊、クラック、変形、湧水等	有・無	
2	擁壁	崩壊、クラック、変形等	有・無	
3	遮水シート部	破損、劣化等	有・無	
4	シート部以外の傾斜部	クラック、膨らみ、湧水等	有・無	
5	浸出水貯溜池	堆砂、破損、劣化等	有・無	
6	沈砂池(可動堰)	作動状況、堆砂、破損、劣化等	有・無	
7	観測井(ポンプ設備)	破損、劣化等	有・無	
8	湧水集水設備	目詰まり、破損等	有・無	
9	浸出水集水設備	目詰まり、破損等	有・無	
10	進入道路	クラック、膨らみ等	有・無	
11	排水用縦ドレン	破損、ゴミ等	有・無	
12	管理用人孔	目詰まり、破損等	有・無	
13	その他		有・無	

3 残存容量

令和3年1月末時点での残存容量

67,424m³(令和3年1月測量結果)

4 備考

可動堰の動作確認 開閉動作異常なし(右回り開)

最終処分場に係る水質検査結果報告書

報告年月日 令和 3年 5月 14日

No	試料採取地点	放流水	排水基準	観測井水 1	観測井水 2	環境基準	浸出水	検査方法
				令和3年4月15日	令和3年4月15日			
	試料採取時刻	9時45分		9時40分	9時55分		令和3年4月15日	
	天 気	曇り		曇り	曇り		9時50分	
有害物質関係	1カドミウム及びその化合物 mg/1		0.01			0.003		JIS K 0102 55.4
	2シアン化合物 mg/1		不検出			不検出		JIS K 0102 38.3
	3有機リン化合物 mg/1		不検出					環境告示64付表1
	4鉛及びその化合物 mg/1		0.1			0.01		JIS K 0102 54.4
	5六価クロム化合物 mg/1		0.05			0.05		JIS K 0102 65.2.5
	6ヒ素及びその化合物 mg/1		0.05			0.01		JIS K 0102 61.4
	7総水銀 mg/1		0.0005			0.0005		環境告示59付表2
	8アルキル水銀化合物 mg/1		不検出			不検出		環境告示59付表3
	9P C B mg/1		不検出			不検出		環境告示59付表4
	10トリクロロエチレン mg/1		0.1			0.01		JIS K 0125 5.2
	11テトラクロロエチレン mg/1		0.1			0.01		JIS K 0125 5.2
	12ジクロロメタン mg/1	< 0.002	0.2			0.02		JIS K 0125 5.2
	13四塩化炭素 mg/1	< 0.0002	0.02			0.002		JIS K 0125 5.2
	141, 2-ジクロロエタン mg/1	< 0.0004	0.04			0.004		JIS K 0125 5.2
	151, 1-ジクロロエチレン mg/1	< 0.002	1			0.1		JIS K 0125 5.2
	16シス-1, 2-ジクロロエチレン mg/1	< 0.004	0.4					JIS K 0125 5.2
	1, 2-ジクロロエチレン mg/1 注: シスとトランスの合計値					0.04		JIS K 0125 5.2
	171, 1, 1-トリクロロエタン mg/1	< 0.0005	3			1		JIS K 0125 5.2
	181, 1, 2-トリクロロエタン mg/1	< 0.0006	0.06			0.006		JIS K 0125 5.2
	191, 3-ジクロロプロパン mg/1	< 0.0002	0.02			0.002		JIS K 0125 5.2
	20チウラム mg/1	< 0.0006	0.06			0.006		環境告示59付表5
	21シマジン mg/1	< 0.0003	0.03			0.003		環境告示59付表6
	22チオベンカルブ mg/1	< 0.002	0.2			0.02		環境告示59付表6
	23ベンゼン mg/1	< 0.001	0.1			0.01		JIS K 0125 5.2
	24セレン及びその化合物 mg/1	< 0.001	0.1			0.01		JIS K 0102 67.4
	25ホウ素及びその化合物 mg/1		10					環境告示59付表7
	26ふつ素及びその化合物 mg/1		8					環境告示59付表7
	27アンモニア・アンモニア化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物 mg/1		100					JIS K 0102 42.2&43.2&43.1.2
	281,4-ジオキサン		0.5			0.05		環境告示59付表8
有害物質以例外	1水素イオン濃度指数	7.1	5.8~8.6	6.7	6.7		7.2	JIS K 0102 12.1
	2生物化学的酸素要求量 mg/1	1.7	10	0.1	0.1			JIS K 0102 21
	3化学的酸素要求量 mg/1	2.6	10	4.0	0.6		2.4	JIS K 0102 17
	4浮遊物質量 mg/1	3	20				7	環境告示59付表9
	5鉱油類含有量 mg/1		2					環境告示59付表9
	6動植物油脂類含有量 mg/1		3					環境告示59付表9
	7フェノール類含有量 mg/1		0.5					JIS K 0102 28.1.2
	8銅含有量 mg/1		1					JIS K 0102 52.5
	9亜鉛含有量 mg/1		1					JIS K 0102 53.4
	10溶解性鉄含有量 mg/1		1	※11.7	0.10			JIS K 0102 57.4
	11溶解性マンガン含有量 mg/1		1					JIS K 0102 56.5
	12クロム含有量 mg/1		0.5					JIS K 0102 65.1.5
	13大腸菌群数 個/cm3		3000					S37厚生建設省令1
	14窒素含有量 mg/1	7.0	120					JIS K 0102 45.2
	15燐含有量 mg/1		16					JIS K 0102 46.3.1
	塩化物イオン mg/1			8.4	15.7			衛生試験方法
	アンモニア態窒素 mg/1							S37厚生建設省令1
	クロロエチレン mg/1					0.002		環境告示10付表1
	電気伝導率 $\mu\text{S}/\text{cm}$			282	217			JIS K 0552

※地下水の状態を監視するための水質監視井戸である観測井水 1は、溶解性鉄の値が高い値を示していますが、最終処分場からの影響によるものではなく、地質からの自然由来によるものと考えています。

※放流水の排水基準は、「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱集：廃棄物処理施設の構造に関する基準 表一5」により記載。

※観測井の環境基準は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 別表第2」により記載。